

浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例(案)」とは

住居及びその敷地において、物の堆積又は放置によって、周辺の生活環境が損なわれる状態（いわゆる「ごみ屋敷」状態）になることを防止し、又は解消することで、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的に制定を検討している条例です。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年11月18日（金）～令和4年12月19日（月）

3. 案の公表先

環境政策課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所***、**氏名または団体名***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方を示しません。

- 個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	環境政策課(市役所鴨江分庁舎4階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10 環境政策課あて
③電子メール	kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3606-4345 (環境政策課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和〇年〇月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

環境部環境政策課（TEL 053-453-6146）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要	P 2～P 3
●「浜松市住居等における物の堆積等による 不良な生活環境の発生の防止及び解消のため の支援その他の対策に関する条例（案）	P 4～P 7
●参考資料		
・条例の概要（図）	P 8
・逐条解説	P 9～P 19
●意見提出様式（参考）	P 20

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居等で物が堆積又は放置されることによって、悪臭やねずみ、衛生害虫の発生などで周辺の生活環境が損なわれる状態（以下「不良な生活環境」という。いわゆる「ごみ屋敷」状態を指す。）となることが社会問題となっている。 ・ 不良な生活環境の発生防止及び解消のための支援や対策について条例で定めることで、市民の安全で健康かつ快適な生活環境の確保を図る。
策定に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市内においても、住居やその敷地で物が堆積することにより周辺の生活環境が損なわれる案件が存在する。 ・ 不良な生活環境を発生させている者（以下「堆積者」という。）には、高齢者など生活上の課題を抱えている者が多い。そのため、不良な生活環境を解消するためには、清掃などの物理的な改善を促すのみでは根本的な問題解決にはならず、福祉的なアプローチも必要となる。 ・ 堆積者への支援を中心に対応することになるが、支援を尽くしても解消しない案件も考えられる。このような場合は、物の撤去等の命令又は行政代執行を行う必要があるが、これらを行うためには法的根拠が必要である。 ・ 市は、不良な生活環境への対策に必要な情報を得るために、堆積者やその親族又は関係者への報告を求め、又は住居等に立入調査を実施することがある。任意の協力を求めるものであるが、市民の協力と理解を得るために、法的根拠が必要である。 ・ 不良な生活環境の発生防止は、市の施策・事業のみで達成できるものではなく、市民、住居の所有者や管理者、関係団体等の理解と協力が必要である。条例制定により、市民等の理解が進み、協力が得られることが期待できる。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者に寄り添った対策を行うことを基本となる。 ・ 市と地域住民等が協力して不良な生活環境の発生防止に努め、堆積者自らが不良な生活環境を解消することが困難な場合は、市と地域住民が協力して解消に向けた対策を行うこととする。 ・ 特に、市は地域住民等への情報提供や堆積者への支援を行い、状況に応じて堆積者に対する指導・勧告・命令を行うことで問題の解消を図る。 ・ 他の法令等で対応可能な案件は本条例の対象とはしない。

案のポイント	<p>1 条例の対象となる「不良な生活環境」の範囲について • 「不良な生活環境」と判断される状態は以下のとおり（第2条）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>住居等における物の堆積・放置により、その周辺で生活環境が著しく損なわれている状態</p> <p>※住居等とは、市内において、現に居住の用に供している建物及びその敷地、当該居住のために一体的に利用されている土地をいう。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> • 現に居住している建物を対象とし、空家については対象外となる。 • 物の堆積・放置を対象とし、動物の多頭飼育や樹木の繁茂は対象外となる。 <p>2 市が行う支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市が行う支援の内容は以下のとおり（第7条）。 <ol style="list-style-type: none"> ①市民・地域住民からの相談への対応、情報提供、助言等 ②堆積者への法令に基づく手続きに関する情報提供、相談、助言等 ③堆積者の申出に基づく、解消のための支援 ④発生防止のための支援 <p>3 報告、立入調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 対策を行うために必要な情報を得るために、市は、堆積者に関する調査、物の堆積等がある所有者を確知するための調査、立入調査等を行うことができる（第8条～第10条）。 <p>4 指導・勧告・命令</p> <ul style="list-style-type: none"> • 上記の支援のみでは不良な生活環境が解消することが困難な場合は、市は指導・勧告・命令を行うことができる（第11条～第12条）。 <p>5 浜松市不良な生活環境対策審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> • 附属機関として「浜松市不良な生活環境対策審議会」を置く。当該審議会は、命令及び行政代執行等についての諮問を受けて審議するとともに、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための対策について意見する。特に、命令及び行政代執行は、強制力のある措置であり、妥当性、客觀性を担保する必要があるため、審議することを必須とした。
関係法令・上位計画など	-
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	<p>令和3年4月～ いわゆる「ごみ屋敷」対策の検討を開始</p> <p>令和4年8月 市長部局として条例制定の方針を決定</p> <p>令和4年11月～12月 条例案の公表・意見募集</p> <p>令和4年12月～1月 案の修正・市の考え方の作成</p> <p>令和5年2月 意見募集結果および市の考え方を公表</p> <p>令和5年4月以降 条例案の議会上程</p>

浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住居等 市内に存する建物（現に居住の用に供しているものに限る。）及びその敷地並びに当該居住のために一体的に利用されている土地をいう。
- (2) 堆積等 堆積又は放置をいう。
- (3) 不良な生活環境 住居等における物の堆積等により、当該住居等の周辺に次に掲げる状態その他の生活環境が著しく損なわれている状態をいう。
 - ア 悪臭が発生している状態
 - イ ねずみ又は衛生害虫が発生している状態
 - ウ 火災、堆積物の崩落その他の危険が発生するおそれがある状態
- (4) 堆積者 自らが居住する住居等における物の堆積等による不良な生活環境を発生させている者（自然人に限る。）をいう。
- (5) 地域住民等 地域住民、関係機関その他の関係者をいう。
- (6) 堆積物 不良な生活環境の原因となっている物をいう。

（基本方針）

第3条 不良な生活環境の発生の防止及び解消は、次に掲げる基本方針にのっとり推進されなければならない。

- (1) 不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを原則とすること。
- (2) 不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者に寄り添った対策を行うこと。
- (3) 市と地域住民等とが協力して、不良な生活環境の発生の防止に努めるとともに、堆積者が自ら当該不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、市と地域住民等とが協力して解消に向けたあらゆる対策を行うこと。
- (4) 市は、堆積者自ら当該不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、第7条の規定による支援を行うとともに、必要に応じて第11条から第13条までの規定による対策を適切に講じること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本方針にのっとり、不良な生活環境が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民等と協力して、その原因、経緯等の検証に努め、第1条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講じる責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、その居住する住居等において不良な生活環境を発生させてはならない。

2 市民は、近隣の住民と相互に協力して、その居住する地域において不良な生活環境を

発生させることのないよう努めなければならない。

- 3 市民は、第1条の目的を達成するため、前条に規定する対策に協力するよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 住居等の所有者又は管理者（居住者を除く。以下これらを「所有者等」という。）は、当該住居等における物の堆積等による不良な生活環境を発生させないよう努めなければならない。

- 2 住居等の所有者等は、当該住居等における物の堆積等による不良な生活環境が発生している場合においては、当該住居等に係る堆積者と協力し、当該不良な生活環境を解消するよう努めなければならない。

- 3 住居等の所有者等は、第1条の目的を達成するため、第4条に規定する対策に協力するよう努めなければならない。

(支援)

第7条 市長は、不良な生活環境の発生を防止し、及び解消するため、市民及び地域住民等からの相談に応じるとともに、必要があると認めるときは、物の堆積等の状態を調査し、及び把握した上で、市民及び地域住民等に対して必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

- 2 市長は、堆積者に対し、必要に応じて生活保護法（昭和25年法律第144号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令等の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の支援を行わなければならない。

- 3 市長は、不良な生活環境を堆積者が自ら解消することが困難であると認めるときは、当該堆積者の申出に基づき、当該不良な生活環境の解消のために必要な支援を行うことができる。

- 4 市長は、不良な生活環境を解消した場合においては、再び不良な生活環境が発生しないようにするため、地域住民等による見守りその他の地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に向けた取組が適切になされるよう、支援を行わなければならない。

(報告等)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、物の堆積等の状態、住居等の使用及び管理の状況並びに住居等に係る堆積者の居住の状況、親族関係、就労の状況、心身の状態、福祉に関する制度の利用状況その他当該堆積者に関する事項について、必要な調査をし、又は当該堆積者若しくはその親族に対して報告を求めることができる。

- 2 市長は、堆積者を確知することができないときは、物の堆積等がある住居等（これに隣接する土地を含む。以下同じ。）の所有者等を確知するために必要な調査をすることができる。

- 3 市長は、物の堆積等がある住居等の所有者等を確知することができない場合において必要があると認めるときは、この条例に基づく事務以外の事務のために利用する目的で保有する情報で当該所有者等を確知するために有用なものについては、この条例の施行に必要な限度において、自ら利用し、又は提供することができる。

- 4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、不良な生活環境を発生させている住居等の所有者等に対し、当該住居等の使用及び管理の状況について報告を求めることができる。

(立入調査等)

第9条 市長は、不良な生活環境にあり、又は不良な生活環境になるおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、当該住居等に立ち入らせ、その状態を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(情報提供の求め)

第10条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、官公署その他の規則で定める関係者に対して、堆積者及び不良な生活環境を発生させている住居等の所有者等、堆積者の親族関係又は福祉に関する制度の利用状況その他市長が特に必要があると認める事項について、情報の提供を求めることができる。

(指導又は勧告)

第11条 市長は、第7条の規定による支援によって不良な生活環境を解消することが困難であると認めるときは、当該堆積者に対し、堆積物の適切な保管、堆積物の処分その他の不良な生活環境を解消するための措置（以下「改善措置」という。）を行うよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、改善措置を行うよう勧告することができる。

3 市長は、不良な生活環境にあると認める場合であって、必要があると認めるときは、当該住居等の所有者等に対して、改善措置を行うよう指導することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条第2項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、改善措置を行うよう命じることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、第14条第1項に規定する浜松市不良な生活環境対策審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(行政代執行)

第13条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた堆積者が正当な理由なく当該命令に従わないと行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定による代執行を行うに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(審議会)

第14条 市は、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市不良な生活環境対策審議会を置く。

2 審議会は、第12条第2項及び前条に規定するものほか、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策について、市長の諮問に応じ審議する。

3 審議会は、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員7人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公共的団体が推薦する者

- 6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 9 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 10 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に關係のある事項については、その議事に加わることができない。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に關係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

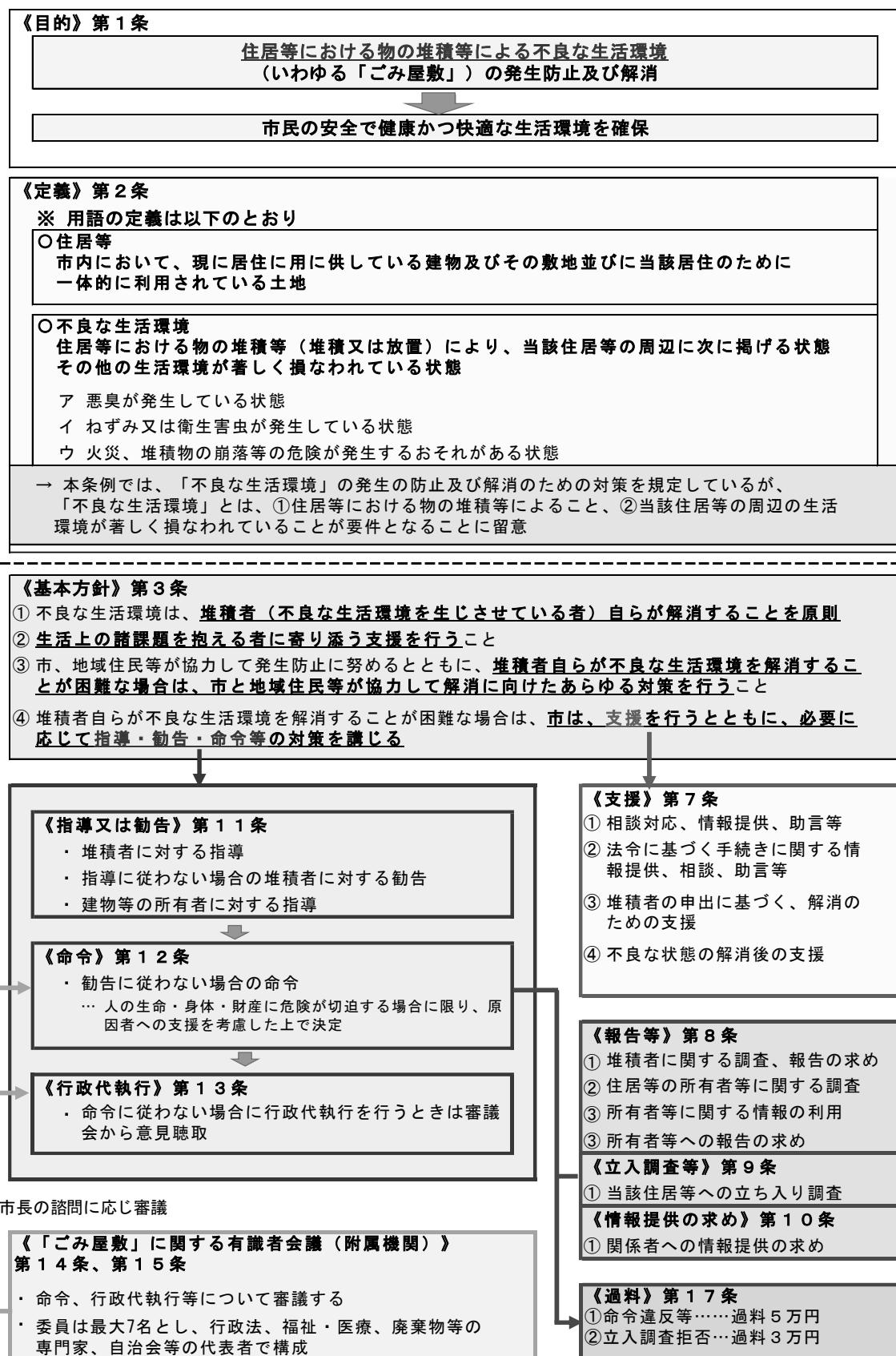
第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第17条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

- 2 正当な理由なく、第9条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、3万円以下の過料に処する。

浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例（案） 概要図



浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例（案） 解説

（目的）

第1条 この条例は、住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

【解説】

- 本条は、本条例の目的を定めたものである。住居等において、物の堆積等がある場合、当該物を原因とする悪臭や火災や通行上の危険などが発生することにより、居住者や近隣住民の財産だけでなく、生命及び身体にまで危険を及ぼすおそれがある。このような不良な生活環境を解消するだけでなく、その発生を防ぎ、また、解消することが必要であることから、本条例では、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための対策に係る規定を定め、それらの規定を活用して市民の安全で良好な生活環境を確保することを目指す。
- 物の堆積等を行っている者は、生活上の課題を抱えていることが多いため、対策としては堆積等されている物の片付けのみならず、支援も含めた総合的な対策が必要となる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住居等 市内に存する建物（現に居住の用に供しているものに限る。）及びその敷地並びに当該居住のために一体的に利用されている土地をいう。
- (2) 堆積等 堆積又は放置をいう。
- (3) 不良な生活環境 住居等における物の堆積等により、当該住居等の周辺に次に掲げる状態その他の生活環境が著しく損なわれている状態をいう。
 - ア 悪臭が発生している状態
 - イ ねずみ又は衛生害虫が発生している状態
 - ウ 火災、堆積物の崩落その他の危険が発生するおそれがある状態
- (4) 堆積者 自らが居住する住居等における物の堆積等による不良な生活環境を発生させている者（自然人に限る。）をいう。
- (5) 地域住民等 地域住民、関係機関その他の関係者をいう。
- (6) 堆積物 不良な生活環境の原因となっている物をいう。

【解説】

- 本条は用語の定義を定めたものである。
- 第1号中の「住居」とは、屋根及び柱又は壁を有する土地に定着した建物のうち、居住の用に供する建物をいう。居住の実態がない空家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」で対応することとなるため、本条例の対象とはしない。
- 第1号中の「その敷地並びに当該居住のために一体的に利用されている土地」には、住居の敷地はもちろん、隣接していないても居住のために利用されている駐車場等も含む。実際に、居住のために使用している飛び地にも物の堆積が生じることがあり、この場合も支援等の対策をとる必要があるため、例外的に「住居等」の範囲を拡張したものである。
- 第2号の「堆積等」とは、堆積及び放置されている状態を指す。物の「堆積」とは、2つ以上の物が積み重なっている状態を、物の「放置」は、物が1つであるか複数であるかにか

かわらず置かれたままになっている状態を指す。

- 第3号では、いわゆる「ごみ屋敷」の状態を指す用語として、「不良な生活環境」という概念を条例で定義している。「不良な生活環境」とは、住居等において物の堆積等により周辺住民の安全で健康かつ快適な生活環境が損なわれている状態をいう。
- 「不良な生活環境」を判定するために、別に「不良な生活環境の判定基準要綱」を定める。

同要綱（案）の概要は以下のとおりを想定している。

不良な生活環境の判定基準要綱（案）

別表1の堆積物の状態の判定項目と別表2－1の堆積物による周辺への影響の判定項目について確認し、別表3により判定する。

別表1 堆積物の状態の判定項目

項目	観点	基準	基準の説明
堆積物の状態	堆積物の状態によって生活環境への影響度合いを判定する	A	以下の全てに該当する ・屋外 ^{※1} に堆積物があり、当該住居に居住する者が敷地内を移動できないなど生活に支障を生じている又は生活するための通常の土地利用ができない ・周囲から堆積物が確認できる
		B	屋内又は屋外に堆積物がある（上記Aに該当するものを除く）
		C	堆積物があるとは認められない

※1 共同住宅においては、屋内の共用部分（廊下、ロビー等）は屋外とみなす。

別表2－1 堆積物による周辺への影響

項目	観点	基準	基準の説明
①悪臭	住居等の隣地境界において ^{※2} 発生している悪臭の程度によって生活環境への影響度合いを判定する	a	悪臭が著しく発生している 以下全てに該当する (1)常時、悪臭が発生している (2)悪臭が最も強いとき、3名以上の市職員が別表2－2のいずれに該当するか判定し、評価の平均が3.5以上となる
		b	悪臭が発生している 以下全てに該当する (1)ときおり、悪臭が発生している (2)悪臭が最も強いとき、3名以上の市職員が別表2－2のいずれに該当するか判定し、評価の平均で3.5以上となる
		c	悪臭の発生を感じられない 上記a, bに該当しない
②ねずみ 又は衛生害虫	住居等において発生しているねずみ又は衛生害虫の程度によって生活環境への影響度合いを判定する	a	ねずみ又は衛生害虫が著しく発生している 敷地外からもねずみ又は衛生害虫が屋内又は屋外に目視又はその存在が確認できる
		b	ねずみ又は衛生害虫が発生している ねずみ又は衛生害虫が屋内又は屋外に目視又はその存在が確認できる
		c	ねずみ又は衛生害虫の発生が認められない ねずみ又は衛生害虫が屋内又は屋外に目視又はその存在が確認できない

③-1 火災等の危険性 (火気の使用等)	火気の使用状況や可燃物の堆積等の状況について判定する	a	火災発生の危険性が高い	以下のいずれかの状態 (1)屋内の床全てを覆う程度に可燃物が堆積等しており、その上で日常的に火気の使用が行われている (2)屋外の堆積物に多量の可燃物が含まれており、敷地外から容易に火を着けることができる
		b	火災発生の危険性がある	以下のいずれかの状態 (1)屋内の床に可燃物が堆積等をしているが床全てを覆うほどではなく、火気を使用できるスペースは一定程度、確保されている (2)屋外の堆積物に多量の可燃物が含まれているが、敷地外から容易に火を着けることはできない
		c	火災発生の蓋然性が低い	以下のいずれかの状態 (1)屋内の床に可燃物が堆積等しているが火気の使用等の日常生活は堆積とは別の場所で行われている (2)屋外の堆積物に可燃物は少なく、堆積等に起因した火災が発生する蓋然性が低い
③-2 火災等の危険性 (危険有害物)	危険有害物 ^{※3} の堆積等の状況について判定する	a	流出の危険性が著しく高い	大量の危険有害物の堆積や放置があり、適切な管理がされていない
		b	流出の危険性がある	危険有害物の堆積や放置があり、適切な管理がされていない
		c	流出の危険性が認められない	上記a, b のいずれにも該当しない
④ 堆積物の崩落の危険性	物等の堆積等の場所や堆積物の崩落による通行上の危険性について判定する	a	通行上の危険性が著しく高い	以下のいずれかの状態 (1)堆積物が崩落すれば、通行者、通行車両等に危険が及ぶ可能性が高い (2)堆積物が敷地外又は私道等 ^{※4} にあり、他者の通行に支障を生じさせている
		b	通行上の危険性がある	以下のいずれかの状態 (1)堆積物が崩落すれば、通行者、通行車両等に危険が及ぶ可能性がある (2)堆積物が敷地外又は私道等 ^{※4} にあり、居住者や住居等に立ち入る際に支障が生じる可能性がある
		c	通行上の危険性が認められない	上記a, b のいずれにも該当しない

※2 住居等の隣地境界とは、戸建て住宅においては敷地境界、共同住宅においては、専用部分の境界をいいます。

※3 危険有害物とは、有害性のあるもの（水銀を含む蛍光灯など）、腐食性のあるもの（硫酸、ギ酸、塩酸、硝酸、アンモニアなど）、感染性のあるもの（注射針・針付

注射器（使用済）、血液が付着したガーゼ・手袋、感染性廃棄物に該当する紙おむつなど）をいいます。

※4 私道等とは、共同住宅においては、共用部分を含みます。

別表2－2 臭気強度

臭気強度	判定の目安
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

別表3 判定

判定結果	状態
別表1がAの場合	物の堆積等の状態により不良な生活環境にある
別表1がBかつ 別表2－1①～④のいずれかがaに該当	物の堆積等の状態により不良な生活環境になるおそれがある
別表1がBかつ 別表2－1①～④にaに該当する項目がなく、いずれかがbに該当	物の堆積等の状態が不良な生活環境であるとは認められない
別表1がCの場合	

- 第3号中の「物」について、一般的にいわゆるごみ屋敷の原因としては、ごみなどの「廃棄物」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項）が想定されるが、本条例においては、その堆積等により現に不良な生活環境が生じていれば、対象は廃棄物に限定されない。すなわち、不良な生活環境の判定に当たっては、「物」が廃棄物に当たるかどうかの認定は必要なく、堆積者が「ごみ（廃棄物）ではない」、「財産である」、「自己の所有物である」、「第三者の所有物を預かっている」、「換価価値がある」、「愛着価値がある」などの主張をしたとしても、それだけをもって対象から除外されるものではない。
- 第4号の「堆積者」とは、物を堆積又は放置することで不良な生活環境を発生させている本人をいう。堆積者は一人だけとは限らず、例えば、複数人で同居しており、複数人が物の堆積により不良な生活環境を発生させている場合には、2人とも「堆積者」といえる。また、「堆積者」と同居している世帯主や配偶者等も、物を放置することで「堆積者」に該当する場合があり得るが、必ずしも、「堆積者」と同居していることで、直ちに「堆積者」とみなされるわけではないことに注意が必要である。

本市の「ごみ屋敷」対策は、その発生の背景に地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、当事者に寄り添った対策を行って解消していくことを基本としており、それに馴染まない法人は「堆積者」に含まれず、自然人のみを対象としている。法人格を持たない個人事業主は「堆積者」に含まれる可能性があるが、事業活動により生じた廃棄物を堆積している場合については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指導等を行うことを基本とする。

(基本方針)

第3条 不良な生活環境の発生の防止及び解消は、次に掲げる基本方針にのっとり推進されなければならない。

- (1) 不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを原則とすること。
- (2) 不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者に寄り添った対策を行うこと。
- (3) 市と地域住民等とが協力して、不良な生活環境の発生の防止に努めるとともに、堆積者が自ら当該不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、市と地域住民等とが協力して解消に向けたあらゆる対策を行うこと。
- (4) 市は、堆積者自ら当該不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、第7条の規定による支援を行うとともに、必要に応じて第11条から第13条までの規定による対策を適切に講じること。

【解説】

- 本条は、基本方針を定めたものである。不良な生活環境を発生させている堆積者がその解消を行うことが大前提であるが、何らかの理由で、自ら不良な生活環境の解消を行うことが困難な場合には、市や地域住民等が協力して対策を行うこととしている。
- 市は第7条による支援を行うが、必要に応じて第11条から第13条の指導・勧告、命令、行政代執行を適切に講じることとしている。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本方針にのっとり、不良な生活環境が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民等と協力して、その原因、経緯等の検証に努め、第1条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講じる責務を有する。

【解説】

- 本条は、市の責務として、不良な生活環境への対策、いわゆるごみ屋敷対策を実施し、地域住民と協力しながら、必要な対策を総合的に講じていく責任があることを明らかにしている。
- 「必要な対策」とは、本条例において市が実施するとされている対策の実施のほか、そのために必要となる対策会議の設置等の体制の整備、予算措置及び人員の確保等、さらには地域との連携などあらゆる対策を想定している。
- 「総合的に」とは、一部の担当部署や専門職だけが支援を担うのではなく、関わる可能性のある各部署が、情報を共有した上で組織的にあらゆる対策を講じていくことをいう。

(市民の責務)

第5条 市民は、その居住する住居等において不良な生活環境を発生させてはならない。

- 2 市民は、近隣の住民と相互に協力して、その居住する地域において不良な生活環境を発生させることのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、第1条の目的を達成するため、前条に規定する対策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

- 本条は、市民に不良な生活環境、いわゆるごみ屋敷状態を発生させない義務を課すものである。第3条第1号に規定するとおり、不良な生活環境の解消は、堆積者自ら行うことが大

前提だが、そもそもそのような状況を生じさせないことが最も重要である。また、第3条第3号にも規定するとおり、地域住民に発生防止や市の対策に協力することを努力義務として明示している。

- ここでいう「市民」とは、浜松市内に住民登録を行っている者のみならず、住民登録はないものの浜松市内に生活の本拠を置いている者、市内に通勤・通学している者など、市内で一定の生活を行っている者を幅広く含む。

(所有者等の責務)

第6条 住居等の所有者又は管理者（居住者を除く。以下これらを「所有者等」という。）は、当該住居等における物の堆積等による不良な生活環境を発生させないよう努めなければならない。

2 住居等の所有者等は、当該住居等における物の堆積等による不良な生活環境が発生している場合においては、当該住居等に係る堆積者と協力し、当該不良な生活環境を解消するよう努めなければならない。

3 住居等の所有者等は、第1条の目的を達成するため、第4条に規定する対策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

○ 住居等の所有者等が市外に居住する者であること、又は、法人であることが想定されるため、市民の責務とは別に不良な生活環境の発生防止や解消、市の対策への協力についての努力義務を規定するものである。例えば、家屋の賃貸人について、賃借人が物の堆積等をしている場合に、賃貸人には当該物の所有権がないから廃棄等をすることはできないが、賃借人に適切な片付けを行うように注意を促す等の方法で、不良な生活環境を生じさせないように努めることが想定される。

(支援)

第7条 市長は、不良な生活環境の発生を防止し、及び解消するため、市民及び地域住民等からの相談に応じるとともに、必要があると認めるときは、物の堆積等の状態を調査し、及び把握した上で、市民及び地域住民等に対して必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

2 市長は、堆積者に対し、必要に応じて生活保護法（昭和25年法律第144号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令等の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の支援を行わなければならない。

3 市長は、不良な生活環境を堆積者が自ら解消することが困難であると認めるときは、当該堆積者の申出に基づき、当該不良な生活環境の解消のために必要な支援を行うことができる。

4 市長は、不良な生活環境を解消した場合においては、再び不良な生活環境が発生しないようするため、地域住民等による見守りその他の地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に向けた取組が適切になされるよう、支援を行わなければならない。

【解説】

○ 本条は、住居等における不良な生活環境の解消及び発生防止（解消後の再発防止も含む）のための市長が行う「支援」について定めている。

○ 第1項及び第2項では、不良な生活環境の「解消」のみならず「発生の防止」の観点も含む。よって、その対象は、現に不良な生活環境が生じているものだけでなく、不良な生活環

境がまだ生じていないものも含む。

- 「相談」とは、堆積物及び堆積物に起因する悪臭の発生等の具体的な状況についての相談、そこに住む住人についての相談等であって、当事者、地域住民、関係機関その他の関係者（「その他の関係者」には、当事者の同居者及び親族等も広く含まれる。）から様々な形で各部署に寄せられる不良な生活環境に関する相談を幅広く指すものである。

（報告等）

- 第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、物の堆積等の状態、住居等の使用及び管理の状況並びに住居等に係る堆積者の居住の状況、親族関係、就労の状況、心身の状態、福祉に関する制度の利用状況その他当該堆積者に関する事項について、必要な調査をし、又は当該堆積者若しくはその親族に対して報告を求めることができる。
- 2 市長は、堆積者を確知することができないときは、物の堆積等がある住居等（これに隣接する土地を含む。以下同じ。）の所有者等を確知するために必要な調査をすることができる。
 - 3 市長は、物の堆積等がある住居等の所有者等を確知することができない場合において必要があると認めるときは、この条例に基づく事務以外の事務のために利用する目的で保有する情報で当該所有者等を確知するために有用なものについては、この条例の施行に必要な限度において、自ら利用し、又は提供することができる。
 - 4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、不良な生活環境を発生させている住居等の所有者等に対し、当該住居等の使用及び管理の状況について報告を求めることができる。

【解説】

- 「不良な生活環境」の発生防止又は解消のためには、住居等の物の堆積等の状況を調査する必要がある。また、堆積者への「支援」が必要である場合、どのような「支援」を実施することが適切であるかを検討するために、堆積者の状況の把握が必要である。そのため、本条では、物の堆積等の状態や住居等の所有関係、福祉に関する制度の利用状況等について、必要な調査をすること、又は堆積者本人やその親族から報告を求めることができる旨を規定している。
- 本条は、市民からごみ屋敷がある等の通報を受け、本市職員が支援等の必要があるかを確認するために調査を行う場合にも適用されるものである。現に支援等を実施することが決定しており、その内容を検討するための情報を収集するだけでなく、支援を必要とする状況にあるかどうかの確認をする場合も本条にいう「この条例の施行」に当たる。
- 本条例では、市が「不良な生活環境」が現に発生している状態のみならず、発生防止についても対策も行うことを定めているため（第4条）、「不良な生活環境」が発生するおそれがある場合等でも本条の規定を適用する。「不良な生活環境」にあるかどうかを問題としているのは、この趣旨によるものである。
- 「必要な限度において」とは、本条が、任意の手段によるものとはいえ、本市が個人の情報を収集することを認める規定であることから、濫用されがないよう、あくまで調査及び報告の対象は、支援に当たり必要な情報に限ることを明示したものである。

（立入調査等）

- 第9条 市長は、不良な生活環境にあり、又は不良な生活環境になるおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、当該住居等に立ち入らせ、その状態を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

【解説】

- 本条は、物の堆積等の状態を確認し、不良な生活環境に該当するか判断するために、住居等への立入検査を実施できる旨を規定するものである。第1項の「調査」及び「質問」は、市民の私的領域への介入であるから、当該調査及び質問を行う職員が、その権限を有する職員であることを相手方に示すため、第2項で身分証明書の携帯及び提示を義務付けている。

(情報提供の求め)

第10条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、官公署その他の規則で定める関係者に対して、堆積者及び不良な生活環境を発生させている住居等の所有者等、堆積者の親族関係又は福祉に関する制度の利用状況その他市長が特に必要があると認める事項について、情報の提供を求めることができる。

【解説】

- 本項の趣旨は、市長が、官公署その他の関係者（以下「官公署等」という。）に対し、当該住居の所有関係や堆積者の親族関係等について報告を求めることができるとすることで、不良な生活環境の解消を図るために必要な情報を収集する手立てを与えることにある。もともと、官公署等が保有し、本市が収集しようとする個人情報には極めて慎重に取り扱うべき情報も含まれることから、安易に官公署等に対して報告を求めるべきではなく、当該情報の取得の必要性が認められるときに限られる。
- 「官公署」とは、国及び地方公共団体の諸機関を指す。地方公共団体には本市も含む。
- 「規則で定める関係者」は、浜松市住居における物の堆積等による不良な生活環境の解消及び発生防止に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）で規定するが、社会福祉協議会、民生委員などを想定している。
- 「市長が特に必要があると認める事項」は、物の堆積等がされた住居等の所有関係又は堆積者の親族関係若しくは福祉保健に関する制度の利用状況に類似する事項に限られる。

(指導又は勧告)

第11条 市長は、第7条の規定による支援によって不良な生活環境を解消することが困難であると認めるときは、当該堆積者に対し、堆積物の適切な保管、堆積物の処分その他の不良な生活環境を解消するための措置（以下「改善措置」という。）を行うよう指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、改善措置を行うよう勧告することができる。
- 3 市長は、不良な生活環境にあると認める場合であって、必要があると認めるときは、当該住居等の所有者等に対して、改善措置を行うよう指導することができる。

【解説】

- 本条は、不良な生活環境の解消を図るための措置のうち、指導及び勧告について定めるものである。
- 第1項では、堆積者に対し指導できることを規定しており、第2項では、指導を行ったにもかかわらず、不良な生活環境が解消されない場合、一定の期限を定めて、当該期限内に解消措置を行うことを勧告できることについて規定している。また、第3項では、住居等の所有者等に対する指導について規定している。なお、住居等の所有者に対しては勧告を行わない。
- 本条例第3条第4号において、堆積者自ら当該不良な生活環境を解消することが困難であ

ると認められる場合、まずは支援を行い、「必要に応じて」指導・勧告等を実施することを定めている。そのため、本条における指導・勧告は、第7条の支援によって解消することが困難であると認められる場合に限定する。

- 本条に規定する指導及び勧告に強制力はなく、任意の協力により当該指導及び勧告の内容の実現を促すものであり、浜松市行政手続条例第2条第3号の处分に該当しない。このため、本条の指導及び勧告は、いずれも行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え等の抗告訴訟の対象とはならない。

（命令）

- 第12条** 市長は、前条第2項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、改善措置を行うよう命じることができる。
- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、第14条第1項に規定する浜松市不良な生活環境対策審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

【解説】

- 本条は、不良な生活環境の解消を図るための措置のうち、命令について定めている。前条第2項の勧告を受けた者が不良な生活環境を解消せず、なお当該住居等の周辺における生活環境が著しく損なわれている状態の場合は、その者に対し、期限を定め、当該期限内に解消措置を行うよう命じることができることを規定している。
- 命令は、指導及び勧告と異なり、解消措置を行うよう本市が堆積者等に対して命じるものであるから、当該命令を受けた者は、当該命令に従う法的義務を負う。命令は「行政の处分その他公権力の行使に当たる行為」（浜松市行政手続条例第2条第3号）であって、处分（不利益処分）に当たり、行政不服審査法第2条に規定する審査請求、行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え等の抗告訴訟の対象となる。なお、仮にこの法的義務を履行しなかった場合には、当該命令に係る解消措置を講じることは代替的作為義務であることから、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定の適用を受ける。
- 強制力のある措置であることから、命令を行う場合は、第14条で規定する浜松市不良な生活環境対策審議会に意見を聞くことを必須条件とし、妥当性、客観性を担保する必要がある。審議会については後述する。

（行政代執行）

- 第13条** 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた堆積者が正当な理由なく当該命令に従わないため行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定による代執行を行うに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

【解説】

- 本条は、前条第1項の命令を受けた者が正当な理由なく、当該命令で定めた期限までに当該命令に係る解消措置を講じない場合に、行政代執行法の規定により、堆積物の強制撤去を行うときは、本市の判断の適正性を担保するため、審議会の意見を聞くことを定めたものである。
- 行政代執行法の規定は以下を参照。

【参考】行政代執行法（抄）

第2条 法律（法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代ってなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

（審議会）

- 第14条 市は、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関し必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市不良な生活環境対策審議会を置く。
- 2 審議会は、第12条第2項及び前条に規定するもののほか、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策について、市長の諮問に応じ審議する。
 - 3 審議会は、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策について、市長に意見を述べることができる。
 - 4 審議会は、委員7人以内で組織する。
 - 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公共的団体が推薦する者
 - 6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 8 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 9 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
 - 10 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【解説】

- 本条は、地方自治法第138条の4第3項に規定される附属機関として、「浜松市不良な生活環境対策審議会」を置くことを定める。
- 審議会は、命令及び行政代執行等についての諮問を受けて審議するとともに、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための対策について意見する。
- 審議内容が、法律分野、福祉・保健分野、公衆衛生分野、廃棄物処理分野、地域活動分野等、多岐に渡るため、各分野の専門家や関係者を委員とすることを想定している。

（会議）

- 第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関する事項については、その議事に加わることができない。
 - 5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

【解説】

- 本条は、前条の審議会の運営に関する規定を定めたものである。
- 個人の財産にかかる命令、代執行に関する審議を行うため、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に關係のある事項について、議事に加わることができないこととした。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- 本条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則へ委任することを規定している。

(過料)

第17条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

- 2 正当な理由なく、第9条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、3万円以下の過料に処する。

【解説】

- 本条は、命令違反、正当な理由のない立入検査の拒否等に対して過料を科すことにより、市長の調査及び命令の実効性を確保するものである。
- 「過料」とは、行政罰（秩序罰）であり、刑罰ではない。このため、刑法総則及び刑事訴訟法の適用を受けない。また、過料の規定は、地方自治法第14条第3項の規定を根拠として設けるものであるため、非訟事件手続法の規定による手続によらず、地方自治法第255条の3の規定により、過料の処分を行うこととなる。

【参考】地方自治法（抄）

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に關し、条例を制定することができる。

- 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二百五十五条の三 普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例（案）
意見募集期間	令和4年11月18日（金）～令和4年12月19日（月）
意見欄	

- ・※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 環境政策課あて

住所 : 〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10

FAX : 050-3606-4345

E-mail : kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からぬ場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

＜書き方例＞

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

